
外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策に関する検討 について

総務省地域力創造グループ
地域情報政策室

近年、複数の地方公共団体において、外部委託事業者からの個人情報漏洩事案が発生しており、情報政策部門だけでなく、業務部門も含めて、外部委託事業者の個人情報管理の在り方を見直す必要がある。

これまでも情報セキュリティ対策に関する様々なガイドラインが策定されてきたほか、各地方公共団体においても情報セキュリティポリシーの策定や個人情報保護条例の制定などの様々な取組みが自主的に行われてきた。しかし、その**実効性を確保するに当たっては、従前、業務部門にもわかりやすい手段や方法論が提供されてこなかった**ために、各地方公共団体は個人情報漏えい対策の実効性に関する悩みを抱えてきたものと考えられる。

また、外部委託事業者における個人情報の取扱いを適切に管理するためには、情報政策部門及び個別の業務部門の果たす役割は極めて重要であるが、中規模以下の地方公共団体では「何を・どのように委託先に伝えれば良いのか、実施状況をどのように確認すれば良いのか」など具体的な内容を業務部門の実務に即して解釈し実行するための**専門的な知識や経験を持った職員の確保やスキルの維持が難しい**という問題を抱えている。



職員(情報政策部門及び業務部門)の負担を最小としつつ、地方公共団体が自らの責任で外部委託事業者に必要な個人情報漏洩対策を実施させることのできる実効性ある手段や方法論が必要。

現状の分析

地方公共団体の個人情報の取扱いについては、情報セキュリティ対策に関する様々なガイドラインの策定、情報セキュリティポリシーの策定や個人情報保護条例の制定などの様々な取り組みが行われてきたが、近年、**外部委託事業者からの個人情報の漏洩が多発**している。そのため、**実効性ある「外部委託事業者の管理」の徹底が喫緊の課題**である。

外部委託事業者が原因の情報漏洩事案の例

- H20.3. 千葉県野田市: 水道検針用の個人情報が流出
- H20.3. 京都府京都市: 再委託先による個人情報紛失
- H20.2. 埼玉県川口市: 水道検針用の個人情報紛失
- H20.1. 愛知県豊川市: 個人情報を含んだUSBメモリ紛失

地方公共団体の情報セキュリティポリシーガイドライン

- H13.3. 「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」策定
- H15.3. 一部改定
- H18.9. 全部改定

【NTTデータ経営研究所調べ】

H20.1.「地方公共団体における外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策の実施調査」より

調査方法

- ✓「契約の締結状況」、「個人情報取扱いに関する対策の実施と確認の状況」、「委託先への監査の実施など」に関連したヒアリング項目を選定
- ✓各団体への実地ヒアリング、グループディスカッションによる調査

調査団体

- ✓福岡県須恵町、福岡県遠賀町、福岡県嘉麻町、福岡県宇美町、福岡県小竹町、高知県宿毛市、大阪府枚方市、埼玉県狭山市、埼玉県所沢市、埼玉県入間市、埼玉県秩父市、埼玉県飯能市、埼玉県長瀬市、埼玉県横瀬市、埼玉県小鹿野町、茨城県かすみがうら市、千葉県印西市
- (団体規模、ICT部門職員数、予算などを考慮して選定)

原因

- ✓各団体での人員不足
- ✓情報セキュリティに関連した専門知識の欠如
- ✓外部委託事業者の社内管理体制の不備

課題

- ✓情報資産の管理
- ✓外部委託事業者の管理

現状の分析から得られた示唆

地方公共団体における外部委託に伴う個人情報漏洩防止対策の実施調査により、「外部委託事業者の管理」を徹底するためには、「**実効性のある契約書類**」などの**方法(手段・手順)**を提供する必要があることが得られた。

原因

- ✓各団体での人員不足
- ✓情報セキュリティに関連した専門知識の欠如
- ✓外部委託事業者の社内管理体制の不備

課題

- ✓情報資産の管理
- ✓外部委託事業者の管理

あるべき対策

- ✓情報資産のリスク分析実施
- ✓**実効性のある契約書類(契約書雛形・各種ツール類)の作成**

契約書類の提供

- ✓対策(何を実施するか)を契約書内で定義
- ✓実効性をより高めるため、対策の内容など(どのように実施するか)を定義したツール類作成

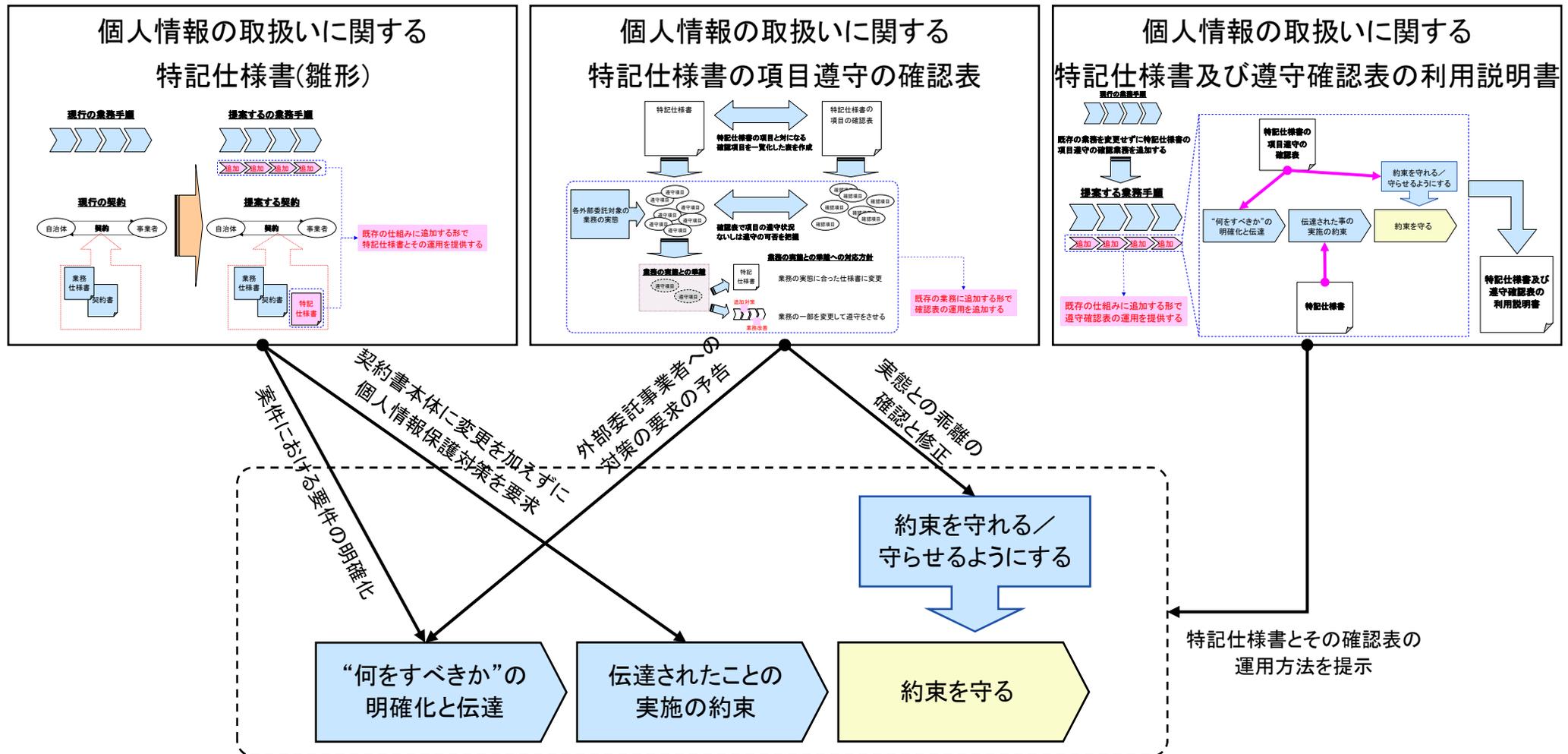


- ✓各団体の実態(人員数、予算など)に併せ、実効性を確保する

作成したツールの全体像

外部委託における個人情報保護対策の枠組みに沿った方法を提供する。

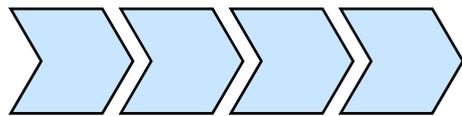
「特記仕様書の項目遵守の確認表」は契約前に利用する場合と契約後に実態との乖離を確認する時の両方のタイミングで利用することを前提とした。



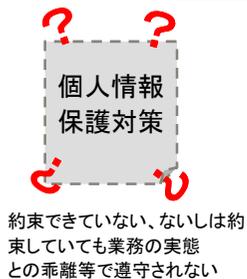
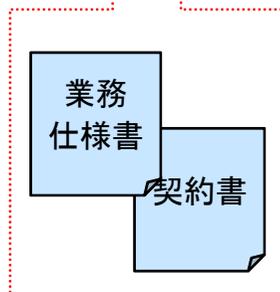
個人情報取扱いに関する特記仕様書(雛形)

実際に利用しやすいよう、**現行の業務及び業務の手順や既存の契約書の雛型を変更しなくてもよい**ように、契約書に付帯する**特記仕様書の形式を採用し、その雛型を提供する。**

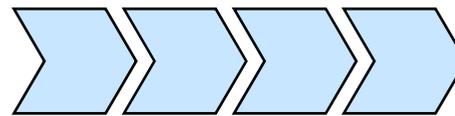
現行の業務手順



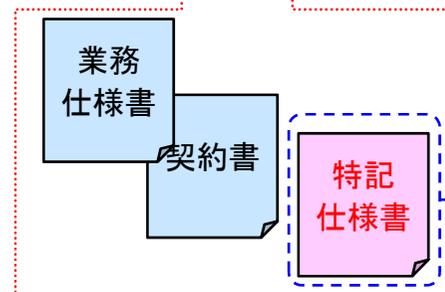
現行の契約



提案する業務手順



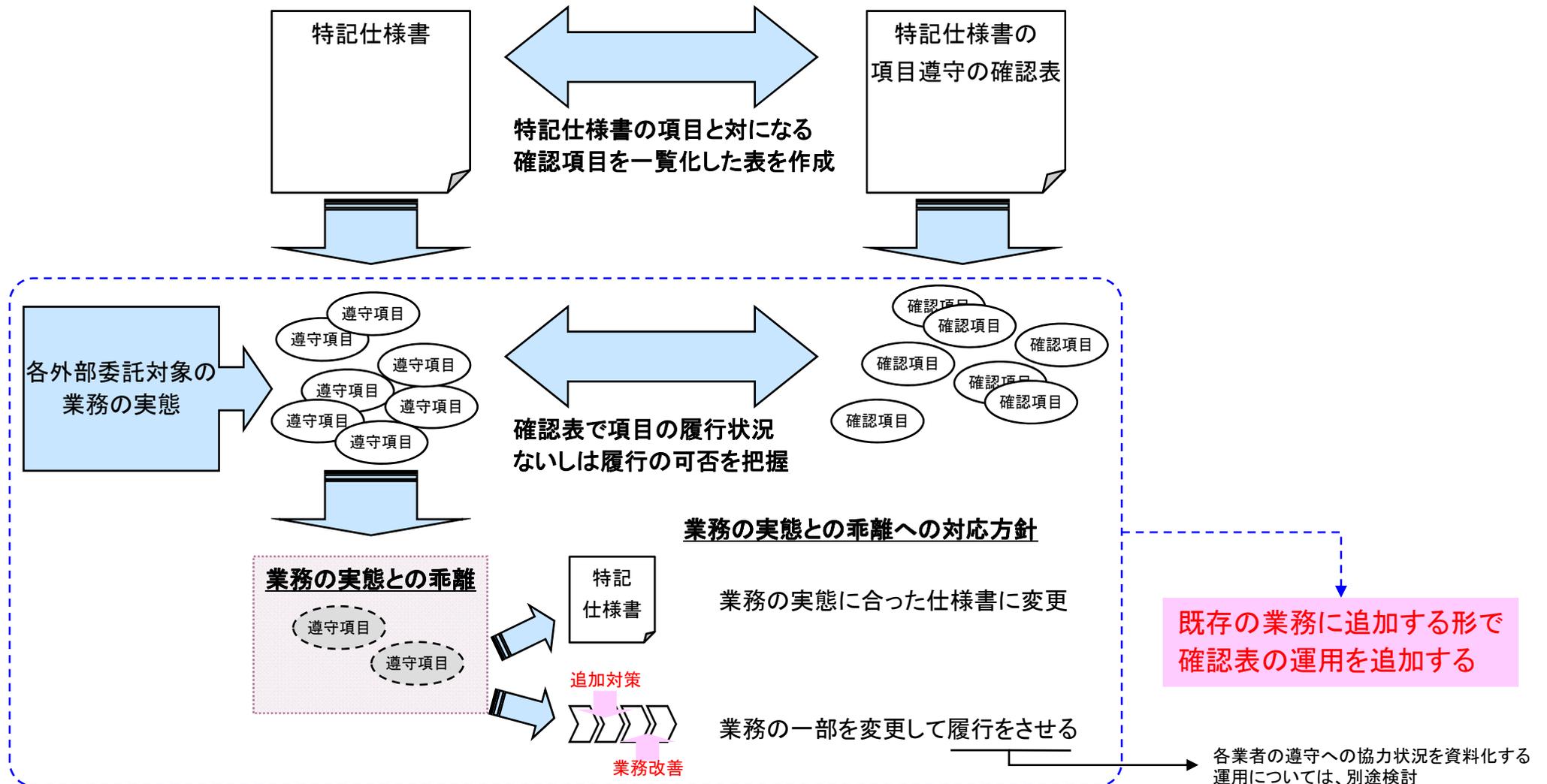
提案する契約



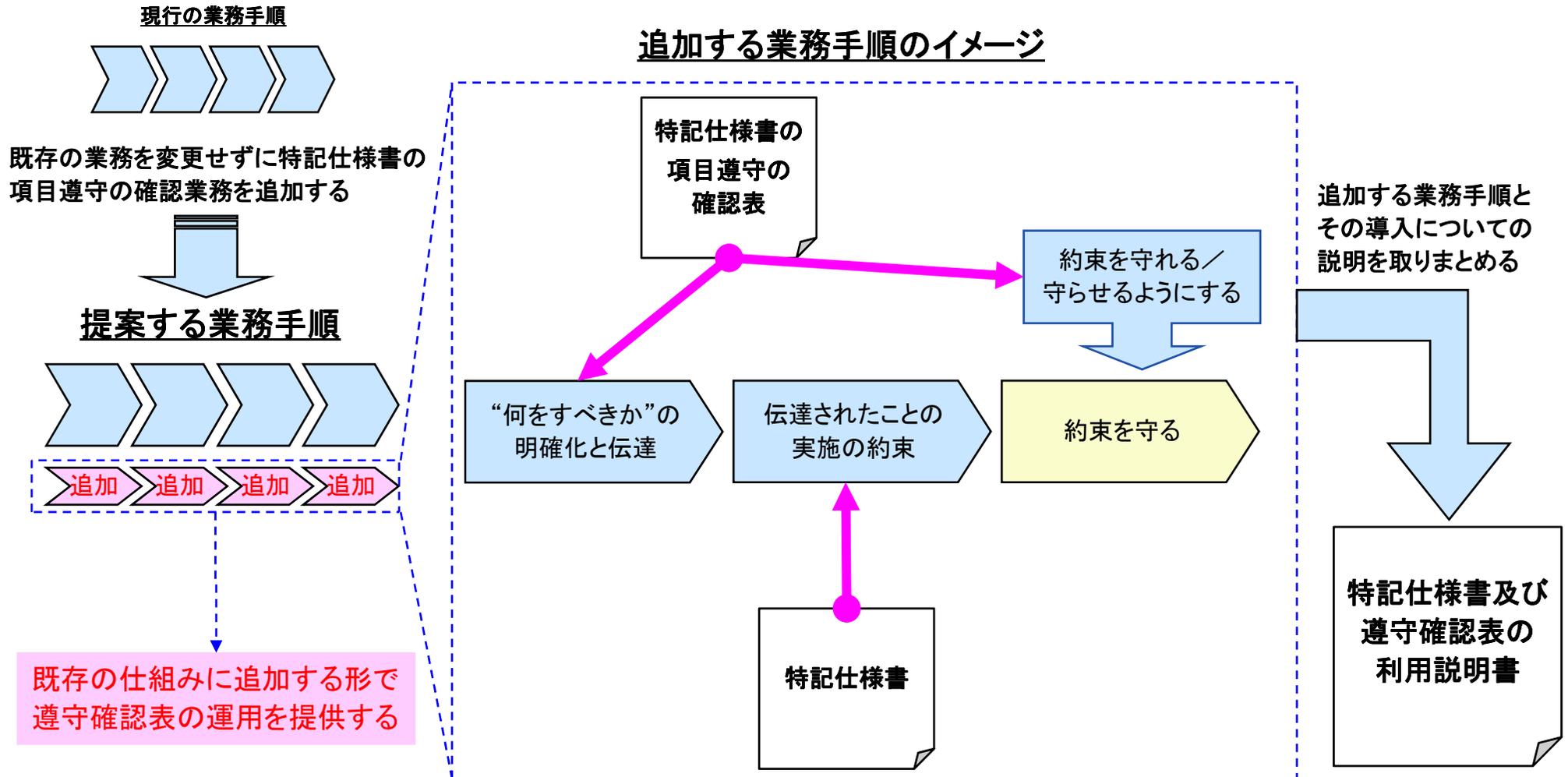
既存の仕組みに追加する形で特記仕様書とその運用を提供する

個人情報情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表

「特記仕様書の遵守状況」や「契約前に履行できるか否か」を確認し、実態との乖離の解消・改善や、業者の選定に利用するため、**特記仕様書と対になる確認表**を提供する。



特記仕様書及びその項目の遵守確認表の利用方法に関する利用説明書を作成した。



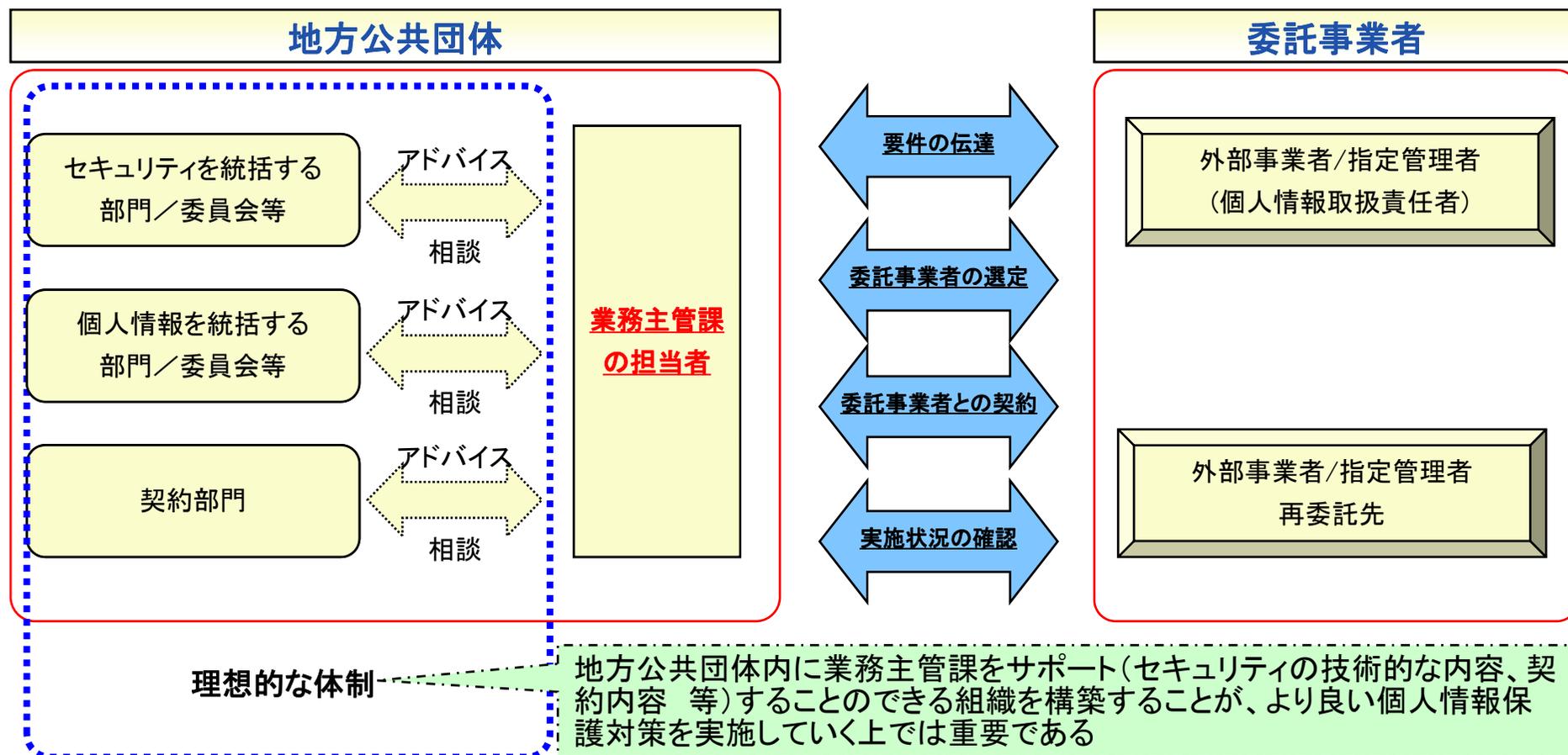
ツールの使い方

あるべき対策を目指す上で、提供するツールの基本的な利用方法は次の表のとおり。

プロセス	調達			委託業務の履行
あるべき対策	要件の伝達	委託事業者の選定	委託事業者との契約	実施状況の確認
<ul style="list-style-type: none"> ● 行うべき対策を明記した調達仕様書の作成 ● 外部委託事業者への入札説明会等での伝達 	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営の安全性、安定性などを調査 ● 個人情報保護措置及びセキュリティ確保のための措置の実施状況等を調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 業務を処理する場所の特定 ● 業務従事者の特定 ● データの適切な管理の明記 ● 再委託の制限 ● 業務実施状況の報告 等 ● これらの項目の契約書への記載 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約内容が正しく履行出来ているかを確認する 	
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表</u>」の内容を入札参加者に入札説明会等で伝える 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表</u>」を利用して企業を選定する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>個人情報の取扱いに関する特記仕様書(雛形)</u>」を参考に契約書を作成する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「<u>個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表</u>」を利用して、契約項目に盛り込まれている事項が実際に履行出来ているかを確認する
効果	<ul style="list-style-type: none"> ● 入札参加者に個人情報保護のために実施すべき内容を伝えることで、実施できる企業が入札に参加する 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約前に個人情報保護が実施できる企業を選定するため、業務実施時になって、実際には出来ない(ません)ということがなくなる ● 業務によっては実施出来ない契約項目が洗い出せるため、別の対応方法を検討することができる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報保護のために盛り込むべき契約項目に漏れがなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ● 実際に履行出来ているかが確認できる ● 業務によっては履行が難しい内容など現実との乖離が洗い出せるため、次にとるべき対策を検討することができる

ツールの実施体制

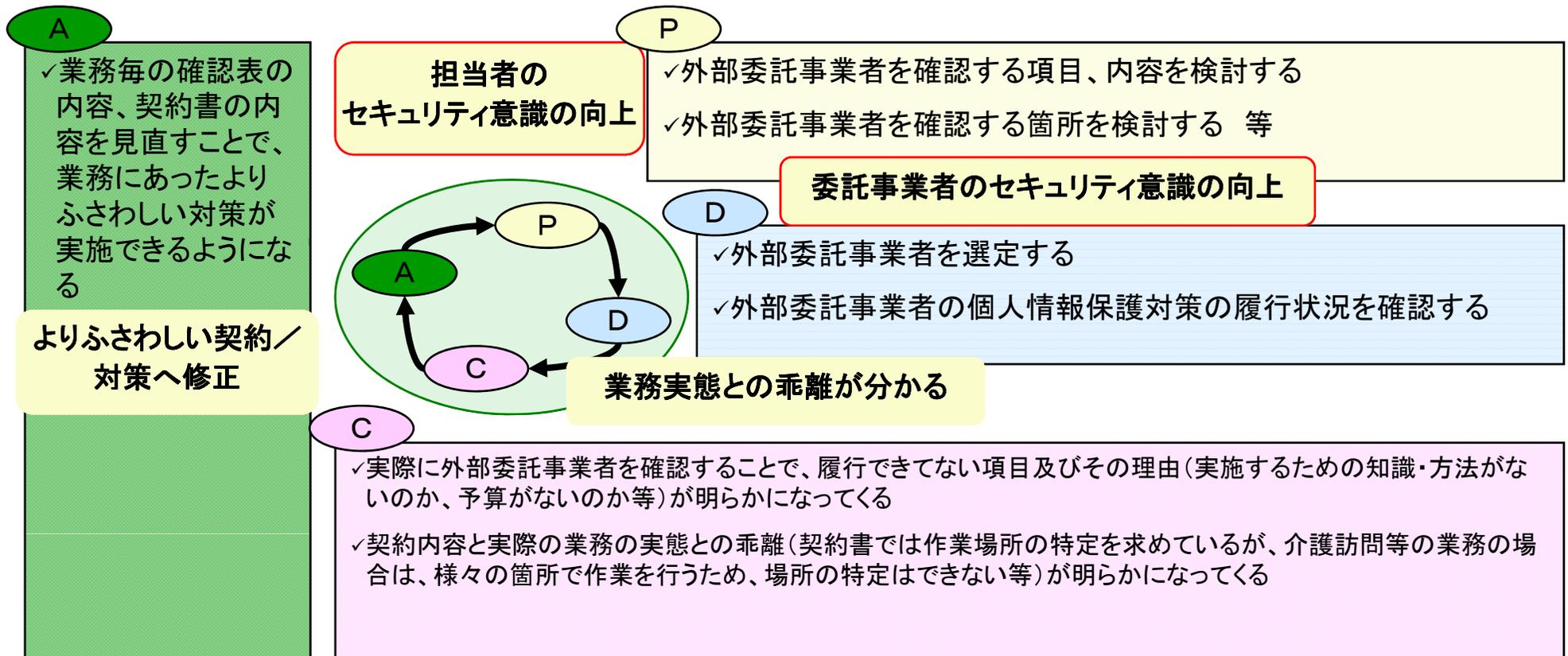
個人情報保護対策は業務の実態を理解している業務主管課の担当者が実施することが大切である。業務主管課が対策を実施することで、より業務の実態に合った個人情報保護対策が実施できる。



ツールを利用することによるセキュリティ意識の向上効果

ツールを利用して外部委託のPDCAサイクルを確立・継続することで、内部のセキュリティ意識が向上し、よりよいセキュリティ対策が地方公共団体において実施されるようになる。

ツールは誰でも実施できる簡単なものだが、実際に利用することでよりよい対策が実施されていく。



【参考】参照法令、ガイドライン等

「個人情報の取扱いに関する特記仕様書(雛形)」の項目抽出に当たっては以下の法令、ガイドライン等を参考とした。

各種 ガイドライン	住民票に係る磁気ディスクへの記録、その利用並びに磁気ディスク及びこれに関連する施設又は設備の管理の方法に関する技術的基準(昭和61年 自治省告示第15号) 第10「外部に委託して処理する場合に講ずるべき措置」
	地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(平成18年9月全部改訂 総務省)
	地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(平成19年7月全部改訂 総務省)
	公共ITにおけるアウトソーシングに関するガイドライン(平成15年3月 総務省)
	外部委託に伴う個人情報漏えい防止対策に関する対応及び留意事項(平成19年6月 総務省通知)
	電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年 総務省告示第334号)
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月 法律第58号)
	個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月 閣議決定)
	行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針について(通知)(平成16年9月 総務省通知)
	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行に当たって(通知)(平成17年3月 総務省通知)
	外部委託における情報セキュリティ対策実施規程策定手引書(平成18年3月 内閣官房情報セキュリティセンター)
政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(第3版)(平成20年2月 内閣官房情報セキュリティセンター)	